

子 発 1030 第 1 号
令 和 2 年 10 月 30 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う
関係政令の整備に関する政令の公布等について（公布通知）

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号。以下「改正法」という。）が第201回通常国会で成立し、本年6月5日に公布された。これにより児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）が改正され、児童扶養手当と障害年金の併給調整に係る見直しが行われる。

これに伴い、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）等について所要の規定の整備を行うため、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第318号。以下「改正政令」という。）が本日公布され、令和3年3月1日に施行するところである。また、改正法及び改正政令の施行に伴い、児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）についても所要の整備を行うべく、児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）を近日中に公布し、改正政令と同じく令和3年3月1日に施行する予定である。

改正政令及び改正省令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、事務処理に遺漏のないようにされるとともに、管内市町村（特別区を含む。）及び福祉事務所に対する周知方をお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第1 改正政令関係

1. 児童扶養手当法施行令の一部改正

- (1) 児童扶養手当法第13条の2第3項の規定による児童扶養手当の支給の制限に当たり、本人の障害を支給事由とし、国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定に基づく障

害基礎年金と同様に日常生活能力の制約に着目してその者の生活を支えることを趣旨目的とする公的年金給付として、次に掲げる公的年金給付を規定すること。（第6条の4関係）

- ① 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第78条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定に基づく障害年金（障害の程度が同法別表第一に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）
- ② 恩給法（大正12年法律第48号）の規定（他の法律において準用する場合を含む。）に基づく増加恩給、傷病年金及び特例傷病恩給
- ③ 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法の規定に基づく障害年金
- ④ 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）の規定に基づく障害年金
- ⑤ 未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第161号）の規定に基づく留守家族手当
- ⑥ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に基づく障害補償年金、傷病補償年金、複数事業労働者障害年金、複数事業労働者傷病年金、障害年金及び傷病年金
- ⑦ 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）の規定（他の法律において準用する場合を含む。）に基づく傷病補償年金及び障害補償年金
- ⑧ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づく傷病補償年金及び障害補償年金並びに同法第69条第1項の規定に基づく条例の規定に基づく補償でこれらに相当するもの
- ⑨ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第4条第1項の規定に基づく条例の規定に基づく傷病補償年金及び障害補償年金
- ⑩ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。）附則第37条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「旧国共済法」という。）の規定に基づく障害年金（障害の程度が旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）
- ⑪ 一元化法附則第61条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定に基づく障害年金（障害の程度が同法別表第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）

- ⑫ 一元化法附則第79条の規定によりなおその効力を有するものとされた私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第106号）第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）の規定に基づく障害年金（障害の程度が同法第25条第1項において準用する旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）
- ⑬ 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成18年法律第1号）附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和33年法律第70号）第2条第1項の互助年金のうち公務傷病年金及び国会議員互助年金法を廃止する法律附則第11条第1項の公務傷病年金
- ⑭ 執行官法の一部を改正する法律（平成19年法律第18号）による改正前の執行官法（昭和41年法律第111号）附則第13条の規定に基づく年金たる給付のうち増加恩給
- （2）障害基礎年金及び（1）に掲げる公的年金給付（以下「障害基礎年金等」という。）の給付を受けることができる受給資格者が受給する障害基礎年金等以外の公的年金給付等（子を有する者に係る加算に係る部分に限る。）について児童扶養手当の支給の制限を行うこととし、当該制限の対象となる児童扶養手当の額の計算方法等を定めること。（第6条の5関係）
- （3）障害基礎年金等の給付を受けることができる受給資格者が受給する障害基礎年金等について、その給付のうち子を有する者に係る加算に係る部分についてのみ児童扶養手当の支給の制限が行われるところ、当該制限の対象となる児童扶養手当の支給の額の計算方法等を定めること。（第6条の6関係）
- （4）受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けることができる場合における所得の範囲について、受給資格者が受給している非課税所得である公的年金給付等を所得に加えること。（第6条の7関係）
- （5）受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けることができる場合における所得の額の計算方法について、総所得金額を、非課税所得である公的年金給付等を課税所得である公的年金等とみなして公的年金等控除等を適用して算定した額とすること。（第6条の7条関係）

2. 施行期日等

- （1）改正政令は、令和3年3月1日から施行すること。
- （2）改正政令の施行に際し必要な経過措置を下記のとおり設けること。
- ① 1.（4）については、令和3年3月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、同年2月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例によること。
- ② 令和3年3月から10月分の児童扶養手当の支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還についての1.（5）の適用に当たっては、国民健康保険法施行令

等の一部を改正する政令（令和2年政令第270号）附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる同令第4条の規定による改正前の児童扶養手当法施行令第4条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定を読み替えること。

（3）その他関係政令について所要の規定の整備を行うこと。

第2 改正省令関係

1. 児童扶養手当法施行規則の一部改正

- （1）障害基礎年金等の給付を受けることができる受給資格者の障害基礎年金等の給付に係る一時金が支給されたときに停止される当該給付であって、改正令の規定による改正後の児童扶養手当法施行令（以下「新令」という。）の規定により支給が停止されていないものとして算定する給付（子を有する者に係る加算に係る部分に限る。）については、その給付の全額について支給が停止されていないものとみなして、併給調整を行う場合の計算を行うこととすること。
- （2）当該計算並びに新令第6条の3第2項第2号及び第6条の5第2項第2号の厚生労働省令で定める額の計算に当たり、遺族年金、障害年金等の支払期日から1年を経過したときの計算に用いることとされている利率について、現行は5%と規定されているところ、民法（明治29年法律第89号）第404条第2項に規定する法定利率（3%）に改めること。
- （3）その他、様式の改正など、所要の規定の整備を行うこと。

2. 施行期日等

- （1）改正省令は、令和3年3月1日から施行すること。
- （2）改正省令の施行に際し必要な経過措置を設けること。

第3 運用に関する留意事項

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条（同法第31条の10において準用する場合を含む。）に規定する母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の支給その他同法に基づく事業の実施に当たって、所得の範囲及び計算方法を児童扶養手当法施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例により定めている場合があるが、当該場合については改正政令により新設される児童扶養手当法施行令第6条の7の規定の適用を受けないため、改正政令の施行にかかわらず、所得の範囲及び計算方法に変更がないことについてご留意頂きたい。